

第4節 県の事務・事業における温室効果ガス排出削減

福井県庁地球温暖化防止実行計画（福井県庁エコオフィスプラン）について

地球温暖化対策推進法第21条第1項に基づき、福井県庁の事務および事業により排出される温室効果ガスの排出を抑制することにより、県自らが地球温暖化防止策を実施するとともに、県民、事業者および市町の地球温暖化防止に向けた積極的な活動を促進することを目的に、その実行内容を定めます。

今回、第3期実行計画が目標年度（平成29年度）に達したこと、平成27年12月にCOP21で採択された「パリ協定」を踏まえて平成28年5月に「地球温暖化対策計画」が閣議決定されたことから、第3期実行計画の見直しを行い、本節を第4期実行計画に位置づけます。

1 対象とする部局、事務・事業の範囲

知事部局（本庁、出先機関）、教育委員会（本庁、出先機関、教育機関）、議会事務局、監査委員事務局、人事委員会事務局、労働委員会事務局、県警（本部、警察学校、警察署）が行うすべての事務および事業とします。

また、他者に委託等をして行う事務・事業のうち、県有施設の管理運営を公益法人等に委託して行うものについては温室効果ガス排出量の算定対象とし（公共事業など民間に委託して行う事業は算定対象外）、受託者に対し可能な限り温室効果ガス排出量の削減等の措置を講ずるよう要請するものとします。

2 計画期間

平成30年度（2018年度）から平成42年度（2030年度）までとします。

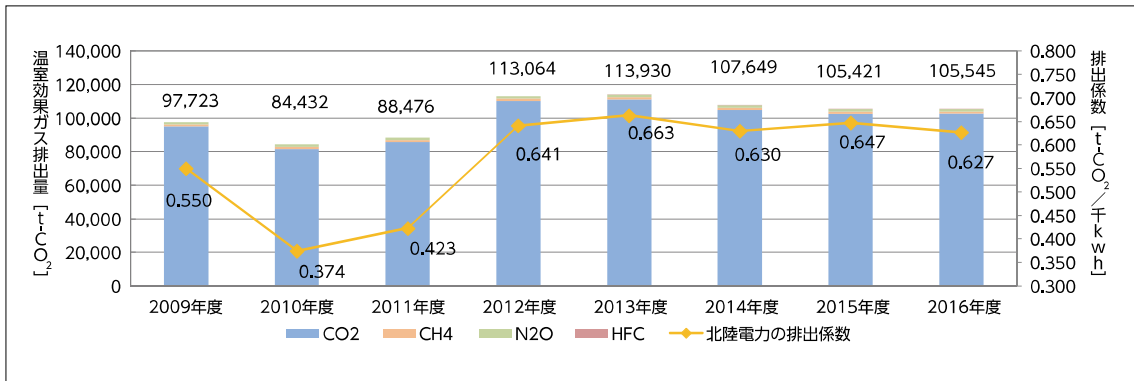
3 対象とする温室効果ガス

対象とする温室効果ガスは、県の事務・事業からの排出が考えられる二酸化炭素（CO₂）、メタン（CH₄）、一酸化二窒素（N₂O）、ハイドロフルオロカーボン（HFC）、六ふっ化硫黄（SF₆）の5物質とします。

4 現状と課題

平成28年度（2016年度）における県の事務・事業に係る温室効果ガス排出量は、105,545t-CO₂で、平成23年度（2011年度）と比較すると19.3%増加しています。これは、東日本大震災の影響で原子力発電所が運転を停止し、火力発電所の稼働が増えたことから排出係数が悪化し、電気の使用によるCO₂排出量が大きく増加したと考えられます。

図3-2-23 県の事務事業の温室効果ガス排出量の推移



平成28年度の温室効果ガス排出量におけるガスの種類ごとの構成比は、CO₂が97.3%を占めています。その他は、CH₄が1.3%、N₂Oが1.4%、HFCが0.1%です。このことから、温室効果ガスの削減にはCO₂排出量の削減が求められます。

CO₂の排出元をみると、電気の使用による排出が73.8%、次いで、燃料の使用、公用車の使用となっています。

また電気使用量の部門内訳は、知事部局が79.3%、教育委員会が13.0%、県警察本部が7.7%となっています。

図3-2-24 平成28年度のCO₂の排出元

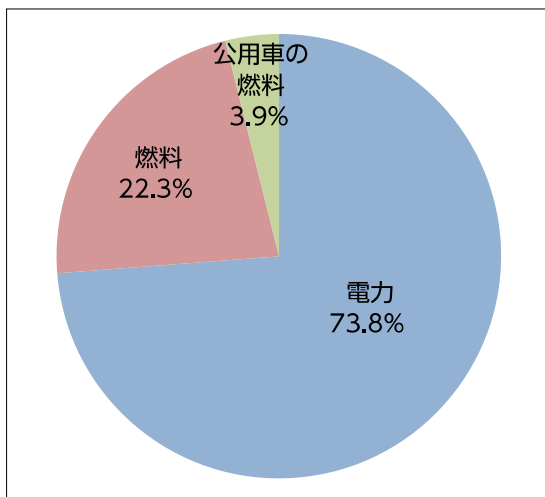
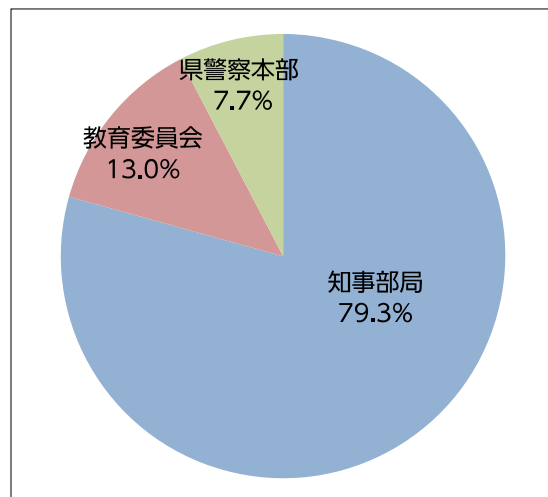


図3-2-25 平成28年度の電気使用量の部門内訳



平成 28 年度の電気および燃料等の使用量実績（平成 23 年度（第 3 期基準年度との比較）の「直接効果がある項目」では、電気、軽油、灯油、A 重油、LPG、都市ガスの使用量が減少し、ガソリン、ジェット燃料の使用量が増加しています。「間接的に効果がある項目」では、水使用量とごみの発生量が減少しており、複写用紙使用量は増加しています。

直接効果がある項目の中で大幅な変化のあった LPG 使用量の 55.2% の減少は、LPG を使用する指定管理施設が減ったこと、ジェット燃料使用量の 39.5% 増加は、ヘリコプターの出動が増えたことによるものです。

間接的に効果がある項目は、複写用紙使用量が増加していることから、さらなる省資源化の推進が必要です。

表 3-2-26 電気および燃料等の使用量の実績

項 目		平成23年度 (第3期基準年度)	平成28年度	平成23年度比		
直接効果がある項目	電気使用量	千kWh	130,004	122,296	△ 5.9%	
	燃料使用量	ガソリン	kl	1,379	1,384	0.4%
		(うち公用車)		(1,328)	(1,382)	(4.1%)
		軽油	kl	567	550	△ 3.0%
		(うち公用車)		(230)	(257)	(11.7%)
		灯油	kl	3,098	2,633	△ 15.0%
		A重油	kl	6,387	5,232	△ 18.1%
		L P G	t	201	90	△ 55.2%
		都市ガス	千m3	403	352	△ 12.7%
		ジェット燃料	kl	114	159	39.5%
間接的に効果がある項目	水使用量	千m3	2,398	2,033	△ 15.2%	
	複写用紙使用量	t	368	439	19.3%	
	可燃ごみ発生量	kg/日	2,440	2,198	△ 9.9%	
	不燃ごみ発生量	kg/日	527	425	△ 19.4%	

5 県の事務・事業における温室効果ガス排出量削減目標

県の事務・事業における温室効果ガス排出量を、平成42年度(2030年度)までに平成25年度(2013年度)と比べて40%削減を目指します。

基準年度	目標年度
平成25年(2013年度) 113,930t-CO ₂	平成42年(2030年度) 68,358t-CO ₂

平成42年度(2030年)度の電力排出係数が0.37kg-CO₂/kwhへ改善(平成25年(2013年)度は0.63 kg-CO₂/kwh)されることを前提とし、目標達成のため、電気・燃料・公用車の使用量を前年比1%以上の削減とするよう取り組みを行っていきます。

本実行計画の進行管理に当たっては、環境マネジメントシステムの仕組みを活用しながら、定期的に点検・評価を行い、継続的に改善を行います。また、事務・事業の実施に伴う温室効果ガス排出量の算定を行い、環境白書、県ホームページ等で公表します。

なお、国の動向や社会情勢の変化などを踏まえ、必要に応じ、環境基本計画の改定にあわせて本実行計画を見直すこととします。

[施策の方向性]

1 取組みの方針

各所属共通の施策は、以下のとおりですが、業務の性格上、実施が困難な項目については、業務に支障のない範囲で実施することとします。

病院、上下水道施設、学校等においては、各施設および事業の特性に応じて、自主的に行います。

県有施設へ省エネ・再エネ設備を導入するにあたっては、関係所属で調整を図り、全部局の理解・協力を得ながら計画的に進めていくこととします。

2 事業活動における施策の方向性

●省エネルギーに関する取組みを進めます。

- ・県庁環境マネジメントシステムの効果的な運用を行い、職員への意識啓発やエネルギー使用状況の「見える化」を推進します。
- ・業務の見直しや効率化を図るとともに、不要な照明の消灯やOA機器の電源管理等により節電に努めます。
- ・エコドライブの実施など公用車の適正使用に努めます。

- ・クールビズ・ウォームビズといったエコスタイルを実施します。
- ・空調の設定温度の適切な管理を行います。

● **省資源化に関する取組みを進めます。**

- ・水圧の調整や節水型機器の導入などにより節水に努めます。
- ・水まわりの定期的な点検を行い、漏水の早期発見に努めます。
- ・両面印刷や集約印刷の徹底、電子メールや共有ファイルの活用などにより、用紙類の使用量削減に努めます。
- ・徹底した分別により、廃棄物の発生を抑制するなど3Rの取組みを推進します。

● **環境に配慮した物品等の調達に関する取組みを進めます。**

- ・公用車への次世代自動車の積極的な導入を推進します。
- ・全国トップクラスの状況にあるグリーン購入を今後も推進します。

3 施設の建設・改修および管理に関する施策の方向性

- ・省エネルギー診断等の実施により、設備の効率的な運用を図るとともに、費用対効果の高い省エネルギー設備については積極的な導入・更新を検討します。また、太陽光発電や地中熱利用など再生可能エネルギーについても導入を検討します。
- ・環境に配慮した工事の設計および施工を行います。
- ・施設を建設、改修する際には、高断熱・高効率仕様など、省資源・省エネルギーに配慮した施設となるよう、計画・設計段階から検討します。
- ・再生材、県産木材の活用を推進します。
- ・エネルギー使用の効率化に貢献するため、敷地内の緑化に努めます。
- ・エレベーター等の管理を適切に行い、エネルギー使用の効率化に努めます